

# 滋賀県における知的創造サイクルの 円滑運用に向けて

滋賀県 商工観光労働部 新産業振興課

## 1. 滋賀県における特許出願・登録状況

平成18年の滋賀県における出願件数は831件で全国第24位（全国シェア0.2%）、対前年比では97%となっている。人口あたりの出願件数をみても全国第21位と決して高くないが、発明者の住所別の全国シェア（1990年～2003年）は1.4%（地域科学技術・イノベーション関連指標の体系化に関する調査研究2005年3月文部科学省 科学技術政策研究所）で、県内総生産に占める第二次産業の構成比が45%を超え、企業の製造拠点多く立地する滋賀県の実情を反映した数値となっている。

また、特許登録件数は平成13年までは毎年約190件程度で横ばいの状況が続いていたが、平成17年には250件、平成18年には299件と、200件台半ばから後半を推移しており、この5年で規模は拡大した。

## 2. 滋賀県の知的財産にかかる支援施策の現状

滋賀県では、平成9年度より滋賀県知的所有権センターを開設し、特許電子図書館情報検索指導アドバイザー（平成11年度～15年度）、特許情報活用支援アドバイザー（平成16年度～）、および特許流通アドバイザー（平成13年度～）を中心に、特許をはじめとする産業財産権に関する普及啓発、情報提供、指導・相談および技術移転の支援等に取り組んできた。また平成18年4月には、知財支援のワンストップサービスを構築するため、滋賀県工業技術総合センターが認定を受けていた滋賀県知的所有権センターを県内における産業財産権の普及啓発、発明の振興等で実績のある（社）発明協会滋賀県支部に移管した。

### (1) 特許情報有効活用支援事業

平成16年度より特許情報の専門家として、（財）日本特許情報機構より特許情報活用支援アドバイザー（1名）の派遣を受け、企業訪問や知的所有権センター来訪者へのIPDL検索指導、また講習会・相談会等を開催しており、特許情報活用の重要性の普及啓発、検索

技術に関する指導・相談など、中小企業が特許情報を有効に活用していくための支援を行っている。また（財）滋賀県産業支援プラザと連携のもと、滋賀県地域中小企業知的財産戦略支援事業を実施し、中小企業における知的財産活用のための戦略策定の支援を行っている。特許情報活用支援アドバイザーの3年間の活動により、昨年度の来訪相談指導件数は410件に達し、着実に効果をあげてきているが、中小企業経営者の知的財産に関する認識はまだ高いとはいえず、中小企業の知財マインドの醸成が今後も課題である。あらゆる機会を活用してPRを行い、活動を拡充させていく必要がある。

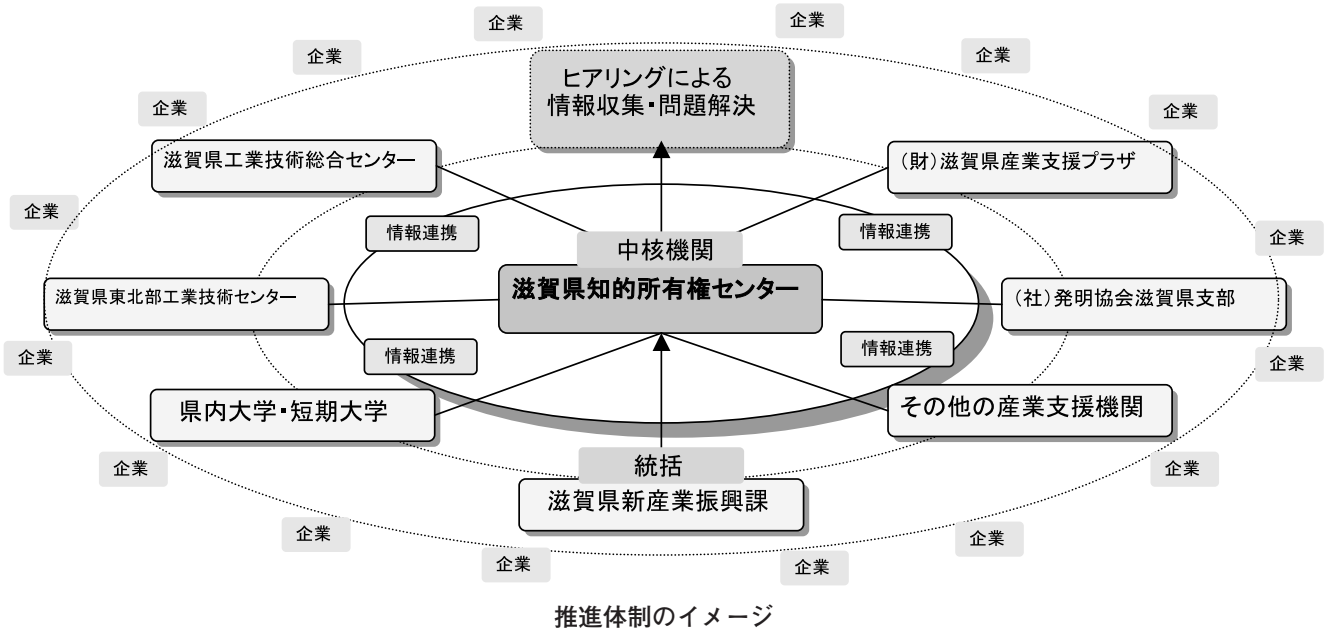
### (2) 特許流通支援事業

平成13年度より、（社）発明協会より特許流通アドバイザー（1名）の派遣を受け、特許活用セミナーの開催や滋賀県技術シーズ集の発行、また個別案件に対する技術移転の支援を行っており、事業開始から5年を経過し、累計成約件数は100件を突破した。本年度から新たに特許流通アシスタントアドバイザーを設置し、特許流通アドバイザーとともに地域に根ざした流通支援のため活動をしている。今後は特許ライセンスと技術指導や経営支援等との連携を強化し、技術移転による事業化に重点を置き、より効果的な支援体制を国等関係機関と連携して整備していく必要がある。

## 3. 滋賀県知的財産戦略プランの策定と今後の知財戦略

滋賀県では、県の産業振興の基本戦略として、「滋賀県産業振興新指針」を策定し、滋賀県の知的集積、いわば「智の利」を十分に活かして、中小企業の知的財産権にかかる総合的な支援強化を図っていくこととしている。

また、平成15年3月に施行された知的財産基本法で、知的財産の創造、保護および活用に関して、地方公共団体は地域の特性を活かした自主的な施策を策



定、実施する責務を有すると規定された。こうしたことを踏まえ、平成18年3月滋賀県知的財産戦略プランを策定した。

本プランの基本方針は以下の3点である。

① 県民誰もが尊重する知的財産文化の醸成

本県における産業や研究機関、行政のみならず、県民すべてにおいて知的財産こそが自然環境と人の生活を豊かにする原動力であると認識できる知的財産文化の醸成をめざす。

② 知的財産の創造・保護・活用による創造型・自律型産業構造の構築

中小企業をはじめとした本県の産業が知的財産を持続的に創造するとともに積極的に活用するなかで「滋賀県産業振興新指針」がめざす本県の創造型・自律型産業構造を構築する。

③ 産業支援機関間の連携強化

本県の智の利を生かすためには県内各機関が足並みをそろえることが重要であるとの認識のもと創造型・自律型産業の主役である本県に立地する企業ニーズに立脚し、関係機関との連携強化のもと知的財産管理支援を行う。

めざましいスピードで産業界全体のイノベーションが進む中で、中小企業が厳しい企業間競争に打ち勝っていくためには、知的財産を戦略的に取得し、それらを活用して付加価値の高い製品、サービスを生み出すことが喫緊の課題となっていることは間違いない。滋賀県では、滋賀県知的財産戦略プランの推進にあたって、戦略プランの基本方針の一つである「産業支援機関間の連携強化」のため、今後は知的財産権の創造・保護・活用のすべてのフェーズで企業のニーズに対応する本県唯一の知的財産権ワンストップサービス機関として滋賀県知的所有権センターを中核にすえ、(財)滋賀県産業支援プラザや県内大学等研究機関と情報連携し、知的財産の有効活用による新技術の開発や事業化の促進を図っていききたい。

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部新産業振興課

TEL : 077-528-3790

E-mail : fd00@pref.shiga.lg.jp

URL : <http://www.pref.shiga.jp/f/shinsangyo/>